

第1章 名称

(名称)

第1条 本会は筋ジストロフィー医療研究会と称する。

2 本会の英文名称を **Japanese Society of Clinical Myology** とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第2条 本会は筋ジストロフィー医療に関わる課題を広く研究・教育し、医療の質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会では前条の目的の達成のため、以下の事業を行う。

- 一 年1回の研究会の開催。
- 二 研究会開催に際しての研究会誌（抄録集）の発行。
- 三 会員相互のメーリングリスト等を介した情報交換。
- 四 筋ジストロフィーの医療とケアの向上を目的とする共同研究。
- 五 その他、本研究会の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員：筋ジストロフィー医療に携わり、本会の目的に賛同する者。
- 二 団体会員：本会の目的に賛同する医療機関。当該団体に所属する1名は正会員としての資格を有する。
- 三 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助しようとする団体または個人。その代表者1名は正会員としての資格を有する。

第4章 役員

(役員)

第5条 本会に役員として代表世話人1名、副代表世話人若干名、世話人20名前後、監

事 1 名、大会長 1 名を置く。

(代表世話人)

第 5 条の 2 代表世話人は、世話人の互選により選出される。任期は 2 年とし、再任は妨げない。

- 2 代表世話人が欠けたときは、後任の代表世話人を世話人の互選により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 代表世話人は、以下の各号のいずれかに該当するとき、その職を退く。
 - 一 当会の会員でなくなったとき。
 - 二 当会の世話人でなくなったとき。
 - 三 退任を副代表世話人に申し出たとき。

(副代表世話人)

第 5 条の 3 副代表世話人は、世話人の中から代表世話人が指名する。任期は、その副代表世話人を指名した代表世話人の任期と同じとする。再任は妨げない。

- 2 副代表世話人は、代表世話人を補佐する。
- 3 代表世話人に事故あるときは、必要に応じ副代表世話人がその職務を代理する。
- 4 前項による職務の代理は、副代表世話人が複数名いる場合、副代表世話人の協議により、以下のいずれかによることができる。
 - 一 副代表世話人のうち 1 名が代表世話人の職務すべてを代理する。
 - 二 副代表世話人が代表世話人の職務代理を分掌する。
- 5 副代表世話人は、以下の各号のいずれかに該当するとき、その職を退く。
 - 一 当会の会員でなくなったとき。
 - 二 当会の世話人でなくなったとき。
 - 三 退任を代表世話人に申し出たとき。

(世話人及び監事)

第 6 条 世話人及び監事は、役員のおすすめにより選出される。任期は 1 年後の研究会が終了するまでとし、再任は妨げない。

- 2 監事は、世話人を務めることができない。
- 3 世話人および監事は、以下の各号のいずれかに該当するとき、その職を退く。
 - 一 当会の会員でなくなったとき。
 - 二 世話人ないし監事の退任を代表世話人に申し出たとき。
 - 三 監事にあつては、世話人に就任するとき。

(大会長)

第 6 条の 2 大会長は、年 1 回の研究会を開催する。大会長は正会員の中から、世話人会に

において選出される。

第5章 運営

(世話人会)

第7条 本会の運営は世話人会を開催し協議決定する。世話人会には前もって文書で委託された代理人の出席を認める。但し、議決権は世話人に限る。

(緊急の協議ないし議決)

第7条の2 緊急に議決を要する議案については、世話人会における協議に代えて、電子メール等により協議ないし議決をすることができる。

(議決の要件)

第7条の3 世話人会における議決は、世話人の過半数の賛成による。

2 世話人会の欠席などのため議決に加わることができない世話人は、文書により賛否を他の世話人に委任することができる。

(運営幹事)

第7条の4 世話人会の運営のため、運営幹事若干名を置く。

2 運営幹事は、世話人の中から代表世話人が指名する。任期は、その運営幹事を指名した代表世話人の任期と同じとする。再任は妨げない。

3 運営幹事は、以下の業務を担当する。なお、代表世話人の指名もしくは運営幹事内での協議により、運営幹事において以下の業務を分掌することができる。

- 一 世話人会の開催案内および出欠確認
- 二 世話人会の議案の整理および準備
- 三 世話人会の議事録の作成
- 四 本会の規約等の管理
- 五 本会の会計事務
- 六 その他、本会および世話人会の運営に関し必要と代表世話人が認めた事項

第6章 会費

(会費)

第8条 会員は別に定める会費を負担する。

第7章 入退会

(入会)

第9条 会員として入会を希望する者は、住所・氏名・所属等を明記し、会費を添えて申込書を事務局へ提出する。

(退会)

第10条 退会を希望する者は、文書でその旨を事務局へ通知する。

第8章 会計

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの年1期とする。会計収支は監事の監査を受け、世話人会で承認を得る。

第9章 会則の変更

(会則の変更)

第12条 本会則は、世話人会での議決を経て変更することができる。

第10章 雑則

(事務局)

第13条 本会の事務局を、大阪府豊中市刀根山5-1-1 国立病院機構大阪刀根山医療センターに置く。

第14条 削除

第15条 削除

附 則

(施行期日)

この会則は、2013年11月27日から施行する。

附 則

(改正期日)

この会則は、2017年2月28日から一部改正する。

附 則

(改正期日)

この会則は、2017年10月13日から一部改正する。

附 則

(世話人および監事の任期)

第6条の定めに関わらず、2018年10月26日に世話人および監事であった者の任期は、2018年10月27日までとする。

(改正期日)

この会則は、2018年10月26日から一部改正する。

附 則

(改正期日)

この会則は、2019年3月14日から一部改正する。

附 則

(改正期日)

この会則は、2019年4月1日から一部改正する。

筋ジストロフィー医療研究会 役員（2019年4月1日現在）

世話人（五十音順）：

- 荒畑 創 （国立病院機構大牟田病院）
石垣 景子 （東京女子医科大学）
尾方 克久 （運営幹事，国立病院機構東埼玉病院） 2017/1/13～
木村 円 （日本医療研究開発機構）
木村 隆 （国立病院機構旭川医療センター）
久留 聡 （副代表世話人，国立病院機構鈴鹿病院）
小長谷 正明 （国立病院機構鈴鹿病院）
小林 道雄 （国立病院機構あきた病院）
駒井 清暢 （代表世話人，国立病院機構医王病院）
小牧 宏文 （国立精神・神経医療研究センター）
齊藤 利雄 （運営幹事，会計担当，国立病院機構大阪刀根山医療センター）
杉江 和馬 （奈良県立医科大学） 2018/10/27～
諏訪園 秀吾 （国立病院機構沖縄病院）
高田 博仁 （国立病院機構青森病院）
高橋 俊明 （国立病院機構仙台西多賀病院）
高橋 正紀 （大阪大学）
中村 昭則 （国立病院機構まつもと医療センター）
中村 州子 （医療法人財団 保養会 竹丘病院）
福留 隆泰 （国立病院機構長崎川棚医療センター）
藤村 晴俊 （国立病院機構大阪刀根山医療センター）
松尾 秀徳 （国立病院機構長崎病院）
松村 剛 （国立病院機構大阪刀根山医療センター）
本吉 慶史 （国立病院機構下志津病院）
監事：
三方 崇嗣 （国立病院機構下志津病院） 2017/1/13～

筋ジストロフィー医療研究会 会費に関する細則

(会費の種別)

第1条 筋ジストロフィー医療研究会（以下「本会」という）の会費は、年会費および筋ジストロフィー医療研究会会則（以下「会則」という）第3条第1号に定める研究会の参加費とする。

(年会費)

第2条 年会費は、当分の間徴収しない。

(参加費)

第3条 会則第3条第1号に定める研究会の参加費は、大会長が決定し、代表世話人に届け出ることとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、2017年2月28日から施行する。